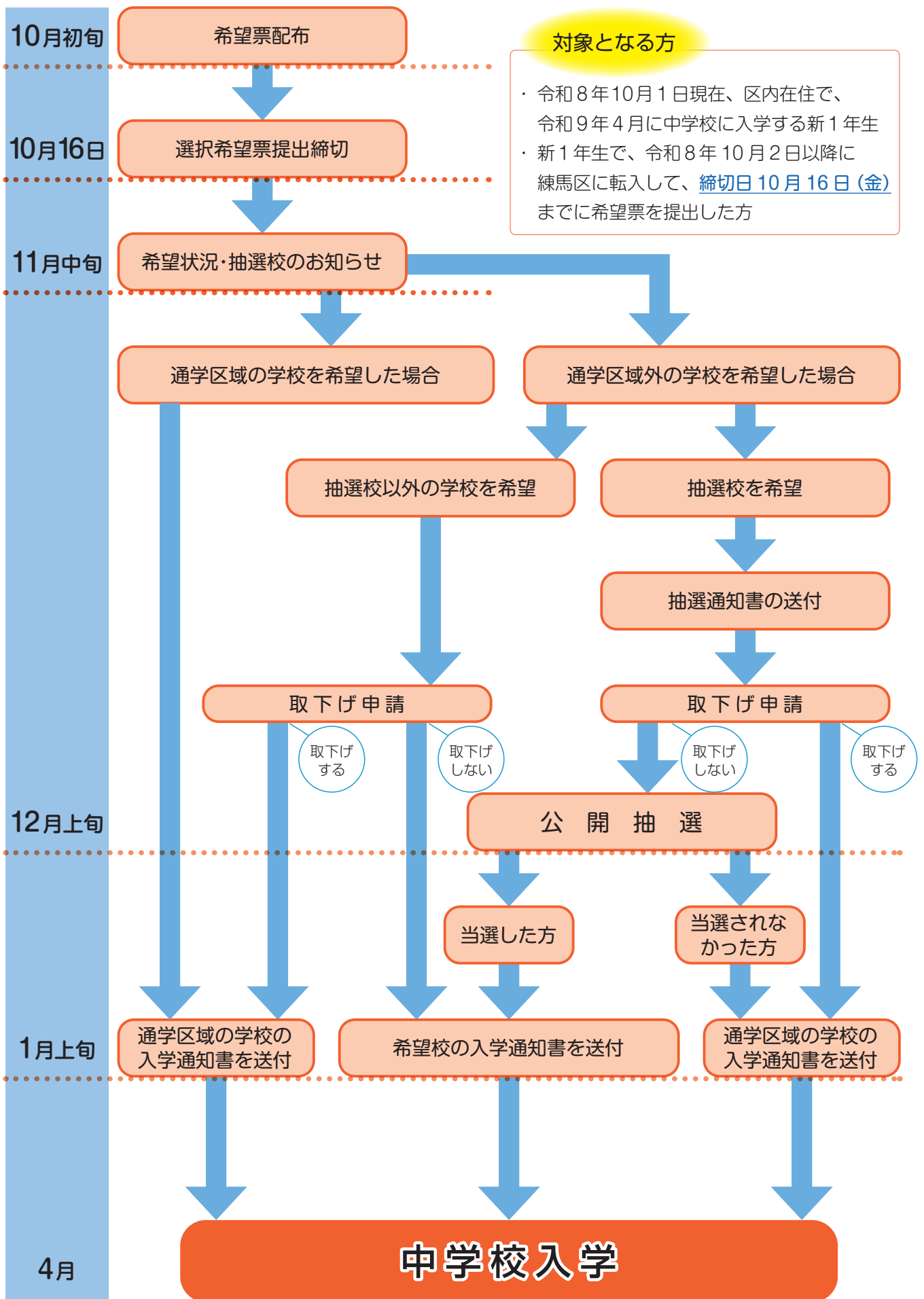


「学校選択制度」の流れ



選択希望票の配布と提出

- 令和8年10月初旬から対象者全員に希望票または電子回答のお知らせを配布します。
区立小学校に通っている方には小学校を通じて配布します。
区立以外の小学校に通っている方には郵送により配布します。
- 必要事項を記入して、提出してください。未記入や未提出の場合は、通学区域の学校を指定します。
- 選択希望票は、令和8年10月16日（金）までに必ず提出してください。（必着厳守）
- 区立小学校に在籍の方は、学校の指定する期日までに在籍小学校に提出してください。
- 区立以外の小学校に在籍の方は、10月16日（金）までにオンライン回答してください。
- 区立中学校に進学する予定がない方も、全員が希望票を提出してください。
希望票は進学先把握のための重要な資料です。お手数ですが、国立・都立・私立中学校に進学する予定の方、区外に転出する予定の方も選択希望票を提出してください。

学校選択制度での学校選択

- 区立中学校33校から1校のみ選択できます。第2希望の制度はありません。
- 学校を選択できるのは新入学時の1度だけです。いつでも学校を選択できるわけではありません。

特別支援学校・特別支援学級に在籍の方

- 特別支援学校・特別支援学級在籍の方のうち、引き続き特別支援学校・特別支援学級への進学を希望されている方は、選択希望票の提出は不要です。
- 練馬区立中学校通常級への進学を考えている場合は、選択希望票の提出が必要です。提出が必要な方には個別に配布します。

希望票集計結果の公表と希望の取下げについて

- 11月中旬に希望票の集計結果と抽選実施校に関する案内を配布します。
区立小学校に通っている方には小学校を通じて配布します。
区立以外の小学校に通っている方には郵送により配布します。
- 配布後、一週間程度の期間を設け、通学区域外の学校を希望した方について、希望の取下げ申請を受け付けます（希望校の抽選の有無は問いません）。希望の取下げを行った場合は、通学区域の学校への入学となります。
- 取下げ期間や方法等については、11月中旬に配布する希望票の集計結果と抽選実施校に関する案内と一緒にお知らせします。